

日の出診療所指定居宅介護支援事業所運営規定

(事業の目的)

第1条 社会医療法人健生会が開設する日の出診療所居宅介護支援事業所(以下「事業所」という)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者(以下「介護支援専門員」という)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、その心身の状況等に応じて適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 1 事業所の介護支援専門員等は、要介護者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、要介護者等の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 2 事業者は、要介護者等の意思及び人格を尊重し、常に要介護者等の立場に立って、要介護者等に提供されるサービスが特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行えるように努める。
- 3 事業の運営に当たっては、関係市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名称 日の出診療所
- (2) 所在地 奈良県大和高田市日之出町 11 番 6 号

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- (1) 管理者 1 名
管理者は、事業所の介護支援専門員等の管理及び居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 1 名以上
介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成等を担当する。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の休日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日は午前9時から正午までとする。

(3) 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容及び利用等)

第 6 条 1 指定居宅介護支援の提供方法および内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援の提供に係わる利用料(法定代理受領分)の額は、10 割給付のもの以外については介護報酬告示上の額によるものとする。

又、法定代理受領分以外は、介護報酬告示上の額によるものとする。

(1) 指定居宅介護支援の提供方法

要介護者等からの相談は、希望により事業所の事務所(相談室)、要介護者等の居宅、入院先の病院及び入所施設等へも直接訪問することを原則として受け付ける。

(2) 使用する課題分析票の種類

- ・包括的自立支援システム(三団体版ケアプラン策定研究会方式)
- ・日本訪問看護振興財団方式
- ・日本社会福祉士会方式ケアマネジメント実践記録様式
- ・MDS-HC・caps
- ・居宅サービス計画ガイドライン

以上の内、適宜活用する。

(3) サービス担当者会議の開催場所

日の出診療所会議室

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度等

要介護者等の状況により、居宅サービス計画を作成し、計画実施に至った時期から 2 週間の期間に数回の居宅訪問を行う。それ以後、適宜訪問しモニタリングを行うが、最低 1 ヶ月に 1 回の定期訪問を実施する。又、各指定居宅サービス事業者の担当者からの情報収集に努める。

2 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援の事業に要した交通費は、その実費を徴収する。尚、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

事業所から、通常の事業の実施地域を出て利用者宅までの距離

事業所から 2km 未満・・・300 円(2km を超えて 2km 増すごとに 200 円を加算)

3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者及びその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 7 条 通常の事業の実施地域は大和高田市・香芝市・葛城市・広陵町とする。

(虐待防止のための措置)

第 8 条 1. 事業所は、高齢者等の人権の擁護、虐待の発生又はその再発防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行う。

2. 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を年間 2 回以上開催するとともに

に、その結果について職員に周知徹底を図る。

3. 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

（身体拘束等の禁止）

- 第9条 1. 居宅介護支援事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
2. やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

（衛生管理等）

- 第10条 居宅介護支援事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（事業継続計画）

- 第11条 1. 居宅介護支援事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

- 第12条 1 居宅介護支援事業所は、居宅介護支援専門員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回
- 2 勤務体制の確保では、事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供し、事業所ごとに介護支援専門員等その他の従業者の勤務の体制を定める。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 4 事業者は、サービス担当国会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合には当該家族等の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。
- 5 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 6 事業者は適切な介護保険サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
- 7 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人健生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 記

平成 11 年 4 月 1 日	施行
平成 25 年 4 月 1 日	改定
令和 2 年 3 月 1 日	改定
令和 4 年 3 月 1 日	改定
令和 6 年 3 月 31 日	改定